

2021年8月20日

鹿児島労働局長 三輪 宗文 殿



2021年鹿児島県最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。鹿児島地方最低賃金審議会は、8月6日、今年度の鹿児島地域最低賃金の改定について、現行の793円を28円引き上げて821円にすると答申しました。

しかしながらこの答申は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。

また、大都市圏と地方の地域間格差は深刻です。最高額の東京都(1,041円)と本県の最低賃金の差は時給で220円もあります。この格差は、若年者をはじめとする労働力が県外に流出する一因ともなっています。さらに新型コロナウイルスの感染拡大がとどまらない中、エッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者の多くは最低賃金水準で働いています。こうした労働者に報いるためにも、最低賃金の引き上げが必要です。

地方の過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済の疲弊を抑止し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要です。

以上の点から、鹿児島県労働組合総連合として、今回の答申について下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 鹿児島地方最低賃金額を(28円引き上げ、821円とする)とした答申については不服です。再審議を求めます。
2. 最賃引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付してください。
3. 異議に関する審議について、公開の場で審議してください。また、意見陳述の機会を保障してください。

以上



【異議を申し立てる理由】

(1) 8時間働けば人間らしく暮らすことができる金額とは

全労連と地方組織が取り組んでいる最低生計費試算調査（静岡県立大学短期大学部 中澤秀一准教授 監修）は、7月現在で23都道府県が取り組みで3万人を超える人たちの参加が参加し、8時間働けば人間らしく暮らすことができる生計費はいくらか？調査してきました。その結果、25歳の単身で月額24万円、時間額で1,500円以上必要との結果が示されています。

中央最低賃金審議会が示した目安「28円」どおりでは鹿児島県は821円で、1,500円どころか1,000円にも満たない金額であり、答申された最低賃金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」はできず、ワーキング・プアを解消することはできません。

(2) 地域間格差の解消は喫緊の重要課題

先ほど紹介した最低生計費試算調査結果によると、全国どこでも月額24万円以上と、都市部と地方との差はみられませんでした。

都市部では住居費が高い一方、地方では1人に1台自家用車が必要で交通通信費が高くなっているのが特徴です。コンビニエンスストアで販売されている商品の価格は、全国どこでも同額ですし、医療報酬や介護報酬も全国一律となっており、最低賃金が地域によって違う方が矛盾します。

(3) 地域経済の活性化のために

政府の経済財政諮問会議は地方の最低賃金の底上げを通じた地域経済の活性化を提言しています。

地方議会でも、全国知事会では、秋田県知事が全国知事会で地域間格差を是正する取り組みを求めたほか、昨年12月には福岡県議会で最低賃金引き上げを求める意見書が採択され、今年3月16日には島根県議会、福島県議会でも採択、いわて労連が県議会に行った請願も議会で採択されています。また、6月16日には北九州市議会で「全国一律最低賃金制度の段階的導入を要請する意見書」が採択され「最賃の（地域間）格差を是正する機能を持つはずだった目安制度は、有効に機能しないどころか、その格差を定着化させる制度になりつつある」と指摘しています。6月30日には富山県議会でも最低賃金の引き上げと中小企業支援拡充を求める意見書が採択された。

7月6日には、京都総評がこの間取り組んできた中小企業支援策に基づく懇談や要請の結果、京都府議会で最低賃金の引き上げに加えて、税・保険料の減免等による中小企業支援や雇調金の特例措置、持続化給付金の再給付などが盛り込まれた意見書が全会一致で採択されるなど、地方でも最低賃金の大幅引き上げと格差の是正と合わせて、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける中小零細事業者への支援策の強化を求める声が高まっています。

(4) 密室審議の中で出された答申であり、公開の場で堂々と再審議すべき

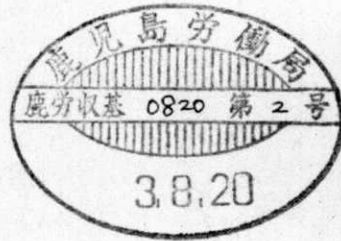
中央最低賃金審議会運営規定の第6条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定めています。

鳥取地方最低賃金審議会の元会長だった鳥取大学名誉教授の■■■■氏は「最賃決定の過程が不透明で、国民の知る権利が侵害されている、そうした状況を是正することにあつた。透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開につとめる必要がある」と述べられています。私たちは、異議に関する審議会も含めて、すべての審議過程を公開することを強く求めます。

以上

2021年8月20日

鹿児島労働局長
三輪 宗文 様



2021年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月6日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、821円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は220円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するためにコロナ禍のもとでも奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額格差が約10万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

鹿児島労働局長
三輪 宗文 殿



2021年度鹿児島県最低賃金の改定決定の答申に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月6日、県内の最低賃金を現行時間額793円から28円引き上げ、時間額821円とするよう鹿児島労働局長に答申がされました。しかし、改定額821円は憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。

したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額821円とすることは不服です。
- 2、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1,500円以上とすることを求めます。
- 3、中小企業支援策の拡充を国に要請することを求めます。

【異議申出の主旨】

鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安がプラス28円の引き上げは、コロナ禍の中で奮闘する県内の労働者を励ます方向での答申と捉え、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきまして意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

1、8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

コロナ禍において、医療、宅配、スーパー、介護などで働く労働者は、感染のリスクを負いながらも懸命に働くことで市民の社会生活を支え続けてきました。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。

私たちは、生計費をもとに8時間働けば普通に暮らせる社会を目指しています。県労連の昨年の最低生計費試算調査では、25歳単身者で時給1584円が必要という結果が出ました。答申の28円引き上げでは、あまりにも少なすぎると言わざるをえません。「8時間働けば普通の暮らしができる社会」をつくることを前提に、最低賃金を大幅に引き上げるためには何が必要かも含めて最賃審議会にて審議が尽くされることを求めるものです。

2、最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など）が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。現在、中小企業支援策は「金融支援、融資制度、新規事業、雇用、能力開発、賃金労働条件」などに使われていますが、活用には様々な条件があり、必ずしも使い勝手がいいものばかりではありません。今回の審議会でも使用者側委員からこの中小企業支援策が主張され、貴職におかれましても積極的に制度を検討し、使いにくい場合は使いやすくできるように国に対して要請をしていただくようお願いいたします。

3、全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

鹿児島県は新規高卒者の県外就職者が多く、優秀な人材の流出を防ぐためにも、鹿児島地方の最低時給を上げなければなりません。地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から高い都市へ人口流出を招き、あるいは若者が経済的な理由で親元を離れるすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの識者の声もあります。地域間格差を解消するためにも全国一律の最低賃金制度の実現が求められており、最高額の東京との差は、昨年度に引き続き220円のままです。そのためにも、時給1,500円以上への引き上げ地域格差の解消を求めます。

以上

2021年8月20日

鹿児島労働局長 三輪 宗文 様

令和3年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月6日、県内の最低賃金を現行時間額793円から28円引き上げ、時間額821円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。しかし、改定額821円は憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額821円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額1500円以上とすることを求めます。
- 2、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めます。
- 3、審議員を民主的に選出し、公開の場で議論をしてください。

【異議申出の主旨】

(1) 憲法25条に立脚し、「健康で文化的な最低限の生活を」営める賃金を

鹿児島地方審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安28円に準ずる引き上げを決定した貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきましても、意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

先般、当組合書記長の■■■■(鹿児島県労働組合総連合幹事)がおこないました意見陳述の中で、コロナ禍のなか住民サービスを支えている自治体非正規公務員やエッセンシャルワーカーが低賃金の状態に置かれており、そうした労働者の生活改善のためにも、そして、コロナ禍のなか急激に冷え込んでいる経済危機からの脱却のためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要なことを訴えることができました。

ただ、現行の最低賃金は、憲法25条で定義するところの「健康で文化的な最低限の生活」を保障するものではないことを指摘せざるを得ません。意見陳述に添付させていただいた鹿児島県労働組合総連合が一昨年起り組んだ最低生計費試算調査では、25歳単身の男女ともに月23万円台、時給にして1500円台の生活費が必要なことが明らかになっており、今回の答申額は私たちの要求(最低賃金1500円以上)との乖離が大きく、異議を申し立てざるを得ません。鹿児島地方最低賃金審議会において、あらためて「法の趣旨を踏まえた」議論をお願いするものです。「最低賃金は人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきであり、人としてその水準に達しているか」(最低賃金法第一条)を基本に捉えて改めて審議をお願いします。

(2) 中小企業への大幅支援拡充を政府・県に要請を

8月6日の審議会を傍聴させていただきました。そのなかで、労使ともに中小零細企業への国、県からの大幅な支援を求める声が強くなりました。ご存じのとおり、日本の中小零細企業への支援額は、欧米など先進国と比較しても圧倒的に少ないのが現状です。鹿児島労働局からも政府、鹿児島県に対し、中小零細企業への大幅な支援拡充をご意見いただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 審議員の選出方法、審議を透明公正に

今年度、当組合書記長の■■■■が審議員に立候補し落選しましたが、選出過程が明らかにされておりません。また、審議会での議論も傍聴することもできません。これでは、公平で透明な議論がされたのか疑問が生じます。審議員の選出方法を明らかにし、公開の場での議論を担保してください。

以上

